

国立高度専門医療センター特別会計

国立高度専門医療センター特別会計事業の概要

1. 概要

国立高度専門医療センター特別会計の前身である国立病院特別会計は、「国立病院特別会計法」（昭和24年法律第190号）に基づき、国立病院の事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため昭和24年7月に設置されたものである。

昭和43年度から従来一般会計で経理してきた国立療養所（国立ハンセン病療養所を除く。）の経理をこの特別会計で行うことになり、「病院勘定」と「療養所勘定」の2勘定が設けられた。

今般、中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、平成16年度をもって、国が自ら運営する必要がある国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除き、独立行政法人国立病院機構に移行した。

国立病院特別会計については、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センターで構成される国立高度専門医療センター特別会計に改正された。

なお、国立がんセンターは昭和37年2月、国立循環器病センターは昭和52年6月、国立国際医療センターは平成5年10月、国立成育医療センターは平成14年3月、国立精神・神経センターは昭和61年10月、国立長寿医療センターは平成16年3月に発足し、それぞれ、がん、循環器病、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病及び成育医療、精神、神経、筋疾患、知的障害その他の発達障害及び長寿医療についての高度先駆的医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

2. 本財務書類作成のための基本となる事項

歳入の（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出の（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、各国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

概要

1. 国立高度専門医療センター特別会計の所掌する業務等

(1) 創設年度

昭和24年（平成16年4月に国立病院特別会計から改正）

(2) 設置目的

国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置、一般会計と区分して経理する。

(3) 事業の概要

国民の健康に重大な影響があるがん、心臓病等の特定の疾患等に係る次の機能を一体的に行う高度・専門的な中核的機関として設置。

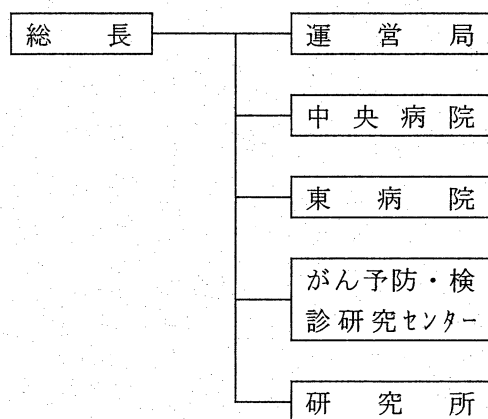
- ① 高度先駆的医療の実施
- ② 研究開発
- ③ 専門医療従事者の研修
- ④ 情報発信

2. 組織及び定員

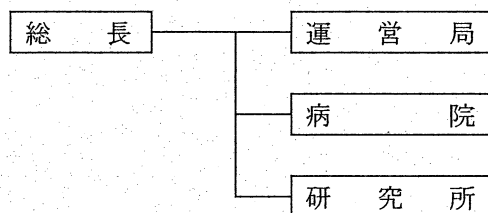
厚生労働省設置法第16条 施設等機関

国立高度専門医療センター 6施設 定員5,629人【平成17年度末現在】

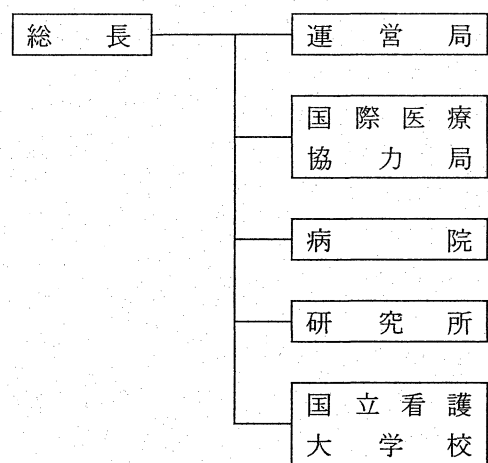
(1) 国立がんセンター（定員1,325人）



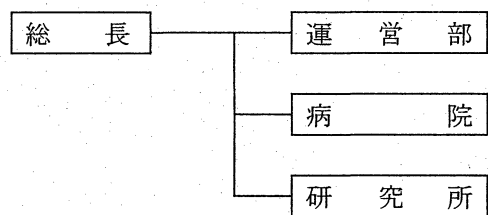
(2) 国立循環器病センター（定員996人）



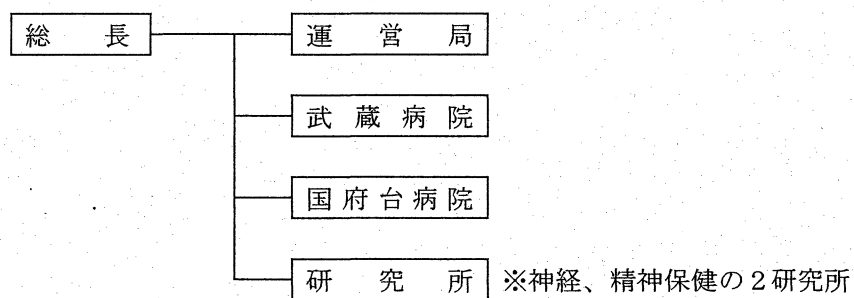
(3) 国立国際医療センター (定員1, 074人)



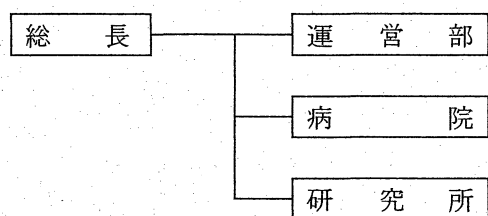
(4) 国立成育医療センター (定員740人)



(5) 国立精神・神経センター (定員1, 062人)



(6) 国立長寿医療センター (定員432人)



3. 財政資金の流れ

別紙フロー図参照

4. 歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入	
診療収入	85,959
一般会計より受入	48,871
改革推進公共投資事業償還	9,860
金財源一般会計より受入	
借入金	10,288
積立金より受入	2,000
医療技術開発等研究収入	6,600
雑収入	730
前年度繰越資金受入	937
計	165,248

歳 出	
経営費	111,481
医療技術開発等研究費	6,046
看護師養成費	1,028
施設整備費	11,045
改革推進公共投資事業償還	9,860
金産業投資特別会計へ繰入	
国債整理基金特別会計へ繰入	24,833
計	164,296

翌年度の歳入に繰り入れる額	822
積立金として積み立てる額	129